

福祉生活病院常任委員会資料

(平成30年7月3日)

〔件 名〕

- 1 風力発電事業に係る環境影響評価審査会（6月21日）の審査状況について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 鳥取県環境家計簿webサイトへの不正アクセスによる登録情報漏えいについて
(環境立県推進課)・・・3
- 3 鳥取県星空保全条例に係る取組状況について
(環境立県推進課)・・・5
- 4 大山自然歴史館のリニューアルオープンについて
(緑豊かな自然課)・・・7
- 5 「第3回『山の日』記念全国大会in鳥取」の開催概要等について
(「山の日」大会推進課)・・・9
- 6 ユネスコ世界ジオパーク再認定に係る現地審査日程について
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)・・・12
- 7 「消費者教育教材資料表彰2018」における優秀賞受賞について
(消費生活センター)・・・14
- 8 大阪府北部を震源とする地震に対する鳥取県の支援状況について
(住まいまちづくり課)・・・15
- 9 コンクリートブロック塀の安全対策について
(住まいまちづくり課)・・・18

生活環境部

風力発電事業に係る環境影響評価審査会（6月21日）の審査状況について

平成30年7月3日
環境立県推進課

鳥取市及び県西部において計画されている風力発電事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」）の審査のため、鳥取県環境影響評価審査会（当該方法書に係る4回目の審査）を開催したので、その概要を報告する。

1 事業の概要

名称	(仮称) 鳥取風力発電事業	(仮称) 鳥取西部風力発電事業
場所	鳥取市の湖山池より南側から河原町方面にかけての山地	県西部の伯耆南部の山間地及びその周辺
規模	出力144,000kW/32基(単機出力4,500kW程度) *両事業とも同規模	
事業者	合同会社NWE-09 インベストメント(東京都港区虎ノ門4-1-28) 代表社員 日本風力エネルギー株式会社 職務執行者 ニティン・アプテ	

2 環境影響評価審査会の概要（方法書段階4回目）

日時：平成30年6月21日(木) 午前10時から午後0時30分まで

場所：県庁議会棟 特別会議室

出席者：鳥取県環境影響評価審査会委員10名(会長 佐野淳之 元鳥取大学教授)、県関係課、事業者及び委託業者

内容：事業者による見解等説明と質疑

方法書に対する知事意見の形成に係る検討 等

<審査会での主な質疑内容等> 《「○」は委員の発言、「→」は事業者の回答を示す》

- 本事業により地滑りや土砂崩れ等の危険性が高まることが無いよう、防災面や安全面からの視点も加えて事業計画を検討すること。
- 取付道路等の設置に伴い発生した伐採木はどのように取り扱うのか。
→取り扱いは決まっていないが、域外に持ち出すと思われる。バイオマスとしての利用も検討したい。
- 濁水の防止対策として、方法書に沈砂池の例が示されているが、新設する取付道路の延長が非常に長く各所に設置することは非常に難しいように感じる。濁水対策について、次の準備書段階等において十分に検討の上、詳細に示していただきたい。
- 取付道路の設置や拡幅等に係る改変により、法面を含め相当な面積が露出することとなる。その際には景観への配慮も忘れずをお願いしたい。
- 関係する漁協に対し、事業計画を説明に行く用意があると聞いたが、進捗はどうか。
→流域の特定が不十分な段階であり、今後、精査出来次第説明に何うよう考えている。

3 手続きの経過と今後の予定

平成30年2月8日 事業者が県に方法書を提出

2月9日～ 事業者による方法書の縦覧(～3月12日)、一般からの意見聴取(～3月26日)

3月5日 環境影響評価審査会(方法書内容の説明及び事業者ヒアリング)

3月23日 環境影響評価審査会(配慮書段階の知事意見への対応状況等について聞取り)

5月14日 環境影響評価審査会(一般・関係市町等からの意見と見解について聞取り)

6月21日 環境影響評価審査会(今回報告)

(今後の予定)

審査会からの報告を受け、知事意見を形成し発出。(7月18日 経済産業省への知事意見の提出期限)

(参考) 環境影響評価手続きについて

- ・環境影響評価は、規模の大きな事業等について、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、住民や関係自治体等に広く意見を求め、環境保全の観点からより良い事業計画とするための制度。
- ・法手続の各段階で、知事は事業者に対し直接、または経済産業大臣を通じて意見を述べる機会がある。

【法手続の流れ】

配慮書 ⇒ 方法書 ⇒ (調査・予測・評価) ⇒ 準備書 ⇒ 評価書 ⇒ (許認可・事業着手) ⇒ 事後調査
(知事意見) (知事意見) (知事意見)

審査会意見の概要

意見概要	
総括的 事項	提示すべき情報、縦覧の方法、地元説明会の頻度など不十分な面が多くある。準備書段階に向けて、事業者は審査会での指摘や助言をしっかりと受け止め、真摯に対応すること。
	法令等の基準値や規制値のみにとらわれることなく、現況を極力悪化させない事業計画とすること。
	事業に伴う環境影響の評価は、現時点で想定される事業の諸元のうち、環境影響が最大となる条件で実施すること。
	準備書においては、環境影響評価の結果を反映したうえで風車の配置、想定機種や取付道路等付帯設備の設置にかかる計画等について、十分な審査や検証が出来るよう具体的かつ詳細に示すこと。
	調査・予測・評価は、その時点で採用可能な最新の知見に基づいて、建設及び稼働に伴う環境影響を的確に把握するとともに、予測は可能な限り定量的に行うこと。
	環境影響評価の内容に関する住民等関係者への説明は、表現や手法等を工夫することにより、地域住民に十分理解が浸透するよう努めることが必要。
	環境影響をはじめとする住民等からの意見には、具体的な対応方針まで言及するなど誠実に対応すること。特に配慮が必要な施設に対しては個別に説明を行うなど、どのような工事をするのか、一人ひとりにきちんと情報が行き渡るよう努めること。
共通 事項	風車の供用に伴う騒音・超低周波音は可能な限り正確に予測すること。また、本項目は事後調査を実施すること。
	工事に伴う土砂や濁水の発生等について適切に予測し、沈砂地の設計等十分に環境保全措置がなされるよう事業計画を検討すること。
	風車の影の影響は季節や時間を考慮して予測・評価し、住民生活等に及ぼす影響を可能な限り回避すること。
	動物、植物、環境が密接に関連していることを踏まえ、重要な種だけでなく実施区域に生息している動植物の状況を的確に捉える調査手法となっているか再検討すること。
	景観は相当範囲の住民に影響する問題であることから、地域の住民等が事業内容を十分に理解し検討できるだけの具体的な情報を速やかに公開すること。
	周知の埋蔵文化財の存在及び未知の埋蔵文化財の存在の可能性を認識し、あらかじめ関係機関と協議、調整すること。
	風車及び付帯設備の設置により、保安林等に指定された区域を改変することがないよう、その配置等を検討すること。

東部、西部それぞれの主な個別事項

東部	他事業者による「(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業」との、累積的な影響の予測・評価するために必要な情報の収集等に努めること。
	事業実施区域の一部の河川は湖山池に流入しており、漁業権をもつ湖山池漁協に対し、適切な時期に十分な説明をすること。
	事業実施区域においてイヌワシの生息情報があり、調査の際には時期や地点を十分に考慮し、その影響を回避すること。
西部	関係する市町から設置後の景観を強く懸念する意見が見られることから、景観に関する影響を十分に説明するとともに、景観への影響が最小となるよう改めて検討すること。
	漁業権を持つ日野川水系漁協に対し適切な時期に十分な説明を行うこと。
	オシドリ等渡り鳥の越冬地であることを考慮し、調査の際には時期や地点を十分に考慮し、その影響を回避すること。

鳥取県環境家計簿webサイトへの不正アクセスによる登録情報漏えいについて

平成30年7月3日
環境立県推進課

県からの受託会社「有限会社ひのでやエコライフ研究所」(京都市下京区)が民間のデータセンター内に設置・運営している「鳥取県環境家計簿webサイト」(以下「当サイト」という。)が悪意のある何者かに不正アクセスされ、当サイト利用者の登録情報が漏えいした疑いのある事案について報告する。

1 発覚の経緯

- ・6月25日(月)13時37分、都内のITセキュリティ会社から当サイト利用者の情報が漏えいしている可能性を指摘する情報提供があり、当サイトの受託会社に原因調査を指示した。
※インターネット上で、当サイト利用者の登録情報と疑われる名簿を発見したため。
- ・6月26日(火)8時15分、当サイトの受託会社からの調査結果報告で、平成30年3月に当サイトが不正アクセスを受けていたことが判明した。

2 不正アクセスの概要

(1) 日時

平成30年3月19日(月)15時9分から20日(火)12時2分まで

(2) 攻撃を受けたサーバー

受託会社が民間データセンター内に設置したwebサーバー(県庁のネットワークではない)

(3) 漏えいの疑いのある登録情報

利用者の氏名又はニックネーム、メールアドレス、暗号化されたパスワード、ログインID、市町村名、使用するガス・ガソリンの種類、太陽光発電の設置年

(4) 漏えいの疑いのある件数

436件

【調査結果】

○当サイトの登録情報については、漏えいした証拠は得られていないが、状況から考えると漏えいした可能性が高い。

- ・不正アクセスにより情報が漏えいした可能性のある件数は、本事案と同じwebサーバーを利用して6団体(本県を含む3県1市2団体)分を合わせた計7,977件にのぼる。
- ・通報者(都内のITセキュリティ会社)から提供された名簿には、本県サイトの登録情報は載っていないが、7,977件のうち5,064件の情報が載っていた。
- ・本事案に関するリストは現在のところ他にインターネット上で発見されていないが、存在している可能性を否定できない。

(5) 手口

インターネット上に公開している当サイトにアクセスし、不正な要求文を入力欄に書き込み、利用者の登録情報を表示させた。

(6) 発生原因

受託会社がセキュリティ対策に係る必要な設定を適切に行っていなかったため。

3 これまでの対応状況

(1) 県の対応

- ・二次被害を防止するため、当サイトを外部からアクセスできないよう停止
- ・本件に関する謝罪や迷惑メール等への注意喚起等について、利用者全員へのメール連絡・県ホームページ(とりネット)で呼びかけ
- ・鳥取県警へ通報

(2) 受託会社の対応

- ・京都府警へ通報
- ・メール及びホームページで謝罪、経緯の説明、注意喚起
- ・個人情報保護委員会へ報告

4 再発防止と今後の対応

- ・当サイトについて、他に不適切な設定がないか総点検する(受託会社に指示済)。
- ・当サイトについて、十分な安全対策がなされたら確認できるまで停止する。
- ・名前やメールアドレスなどの個人情報を登録しなくても利用できる手法を検討する。

<参考1>環境家計簿記録webサイト「わが家のエコ録」

家庭など日常生活での二酸化炭素排出量を携帯電話端末等により記録することで、毎月の排出量の推移、排出量ランキングなどをグラフなどで「見える化」し、二酸化炭素削減への「気づき」とするとともに、自らのライフスタイルを再点検し、改善する行動につなげるため、環境家計簿記録webサイトを運用する。

- ・運用開始日 平成21年12月13日
- ・登録者数 438名(平成30年7月3日現在)

<参考2>受託会社の概要

- ・社名 有限会社ひのでやエコライフ研究所
- ・所在地 京都市下京区葛籠屋(つづらや)町515-1
- ・事業内容 省エネルギー・省資源に関するコンサルティング、環境調査・解析の受託、情報処理システム開発、省エネルギー・省資源に関する機器の製造販売・リース

<参考3>通報者の概要

- ・社名 株式会社ソリトンシステムズ(Soliton Systems K.K.)
- ・本社 東京都新宿区新宿2-4-3
- ・業績 売上高:165億円(2017年12月期・連結)(東証1部:3040)
- ・事業内容 ITセキュリティ事業、映像コミュニケーション事業、エコ・デバイス事業

鳥取県星空保全条例に係る取組状況について

平成30年7月3日
環境立県推進課

日南町の星空保全地域への指定や星空案内のできる人材の育成など、星空保全条例に係る最近の取組状況について報告する。

1 日南町の星空保全地域指定

6月12日～25日の間、日南町の星空保全地域の区域案と照明基準案について公告縦覧を行ったところ、特に意見等は出されなかったことから、星空保全地域に指定し、照明基準を定めた。

地域指定は鳥取市佐治町地域に続く2例目で、市町村の区域全体を指定するのは初めての事例である。

- (1) 星空保全地域の指定区域 日南町の区域全部
- (2) 指定日 平成30年6月28日
- (3) 星空保全照明基準 別紙のとおり
- (4) 認定証交付式 7月7日(土)午後2時～2時30分、井上靖記念館・野分の館(日南町神福)で開催する。
- (5) 指定後の取組 地域指定された日南町に対し、地元の意向を踏まえながら、地域振興事業、環境教育、光害防止対策(屋外照明器具の改修等)等への支援を行う。

2 星空案内のできる人材の育成等

(1) 『星取県』星空案内研修会

星空観察会等で星空を案内のできる人材の育成を図るため、天文や星空観察の知識と経験を有する者を対象とした研修会を実施する。

ア 日 時 平成30年7月8日(日) 午後2時～4時45分

イ 場 所 鳥取市さじアストロパーク

ウ 対 象 天文や星空観察の知識と経験を持ち、観察会等で星空の魅力を伝えることに興味のある者

エ 内 容 (ア)「いかに星空の魅力を伝えるか」をテーマとした講演

講師：古屋昌美氏(元・かわべ天文公園研究員、スター・ウィーク実行委員会副委員長)

(イ)聞き手の興味をひく伝え方の実践練習

講師：さじアストロパーク解説員

(2) 『星取県』星空ビジネス研修会

県内観光・商工事業者を対象に、本県における星空を活用した観光ビジネスの可能性を考える上で参考としていただくための研修会を実施する。

ア 日にち 平成30年7月12日(木)

イ 時間・場所 【東部】午前9時30分～11時30分 とりぎん文化会館

【西部】午後2時～4時 鳥取県西部総合事務所

ウ 対 象 県内の観光・商工事業者

エ 内 容 国内先進事例(長野県阿智村の星空ナイトツアー)を通じ、「星取県」ならではの強みを活かした星空観光ビジネスの可能性を考える。

講師：永井孝尚氏(マーケティング戦略コンサルタント、阿智村の実話に基づくビジネス物語『そうだ、星を売ろう』の著者)

※あわせて、今夏の星空の基礎知識と県の星空ビジネスに関する支援事業を紹介する。

(別紙)

日南町地域における星空保全照明基準

照明器具の種類	項目	基準	
屋外照明器具	設置の位置	照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用すること。	
	照射の方向	ナイター照明器具以外	1 垂直に設置した場合の上方光束比が5パーセント以下となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 1以外の照明器具を設置し、使用する場合は、その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。
		ナイター照明器具	光害防止対策の措置がされた投光器を用いるとともに、下向き照射を基本として設置の方法等を検討し、上方への漏れ光を抑制すること。
	使用の時間	ナイター照明器具は、午後10時までの使用とする。	
建築物等を照射する照明器具	設置の位置	必要最小限の箇所に設置して使用すること。	
	照射の方向	1 次の要件を満たすよう設置して使用すること。 ア 下向き照射とすること。 イ 建築物等のみを照射すること。 2 その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。	
	輝度	照射される建築物等の表面の輝度は、5カンデラ毎平方メートル以下とする。	
広告物照明器具	照射の方向	1 広告物を外部から照射する場合においては、次の要件を満たすよう設置して使用すること。 ア 下向き照射とすること。 イ 広告物のみを照射すること。 ウ その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。 2 広告物本体が発光する場合又はその内部が発光する場合においては、その縁が広告物の中心よりも低い位置となるよう広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。	
	輝度	広告物の表面の輝度は、400カンデラ毎平方メートル以下とする。	

備考

- 1 「屋外照明器具」とは、道路、駐車場、庭園その他の屋外の場所において必要な明るさを確保する目的で設置し、使用する照明器具（イルミネーションの用に供するものを除く。）をいう。
- 2 「建築物等」とは建築物、工作物その他の施設をいい、「建築物等を照射する照明器具」とは建築物等の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具をいう。
- 3 「広告物照明器具」とは、広告物の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具又は広告物本体若しくはその内部が発光する広告物をいう。
- 4 「ナイター照明器具」とは、屋外照明器具のうち、屋外運動施設、野外劇場その他の屋外における運動競技又は催しを目的とする施設の夜間利用（当該目的に係るものに限る。）を行うため設置し、使用する照明器具をいう。
- 5 上方光束比は、光源全体から出る光束のうち水平より上方に向かう光束の比率とする。
- 6 照射される建築物等の表面の輝度は、平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値とする。
- 7 広告物の表面の輝度は、次のいずれかによるものとする。
 - (1) 広告物の外観を照射するとき 平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値
 - (2) 広告物本体又はその内部が発光するとき 広告物の表面の輝度を測定して得た数値
- 8 平均照度及び輝度の測定方法は、日本工業規格C7612及びC7614による。
- 9 個人の住宅に係る照明器具については、この基準は適用しない。

大山自然歴史館のリニューアルオープンについて

平成30年7月3日
緑豊かな自然課

国立公園満喫プロジェクトにおける取組の一環として展示改修を進めている大山自然歴史館のリニューアルオープンについて報告する。

1 大山自然歴史館リニューアル概要

平成17年のリニューアルから約13年が経過し、外国人対応をはじめ、展示の更なる充実により魅力向上を図るためリニューアルを実施する。

展示の再整備により、展示テーマの再構成及び他言語表記、音声ガイドの導入などを進め、大山における学習機能の強化を図る。

<スケジュール>

工期：平成30年1月17日～平成30年7月下旬（予定）

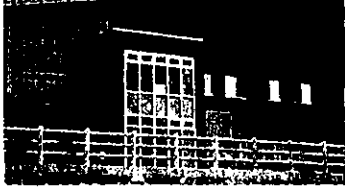
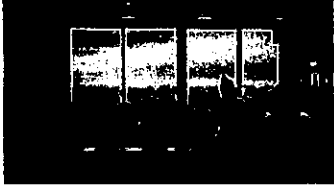
開館：平成30年8月4日（土）、同日午後、関係者らによる記念式典を実施予定

<リニューアル内容>

- 日本遺産など、新しい情報を取り入れた展示テーマの再構成
- 多言語対応の表記、音声ガイドの導入
- ワークショップやレクチャーなどに活用できるマルチスペースの再整備
- [新設コーナー]
- ①ゼフィルス、ヒメボタルの展示 ②大山の環境保護の展示
- ③日本遺産（牛馬市）AR展示 ④大山寺玄関施設3館共通サイネージ（各種情報の共有）
- ⑤大山へのいざない（自然・歴史・文化を総合的につなげる映像コーナー）

2 大山寺玄関施設3館の整備状況

KOMOREBI+O（昨年4月オープン）、大山ナショナルパークセンター（本年4月オープン）と合わせた3館で機能分担を行い、それぞれが連携し一体でビジターセンターとして運用する予定であり、今回の大山自然歴史館リニューアルオープンにより、大山寺の玄関施設の整備が完成する。これにより一体的な情報発信や窓口の一元化を図ることで、より一層の大山への誘客促進を進める。

大山ナショナルパークセンター （環境省）	大山自然歴史館 （県）	KOMOREBI+O （大山町・民間）
		
<休憩機能> 国立公園・登山等の情報提供、昼休憩スペース、シャワー等	<学習機能> 自然・歴史・文化を紹介、フィールドガイド	<観光案内・ツアーデスク機能> 観光情報提供、カフェ

3 大山寺における施設整備状況

国立公園満喫プロジェクトによる大山寺における主要施設の整備は、大山自然歴史館をもって概ね完了する。国・県・町・民間の連携により、大山開山1300年祭により訪れる多くの来訪者のおもてなし環境の向上が図られる。



大山参道市場
(H30.5 オープン)



大山寺宝物館霊宝閣
(H30.4 リニューアルオープン)



豪円湯院
(H25.11 オープン)



Esprit de la foret
(H30 夏オープン予定)
宿泊施設付きレストラン

※次頁に大山自然歴史館の図面、展示概要を掲載

<館内展示イメージ>

大山ピギナー向けの内容に

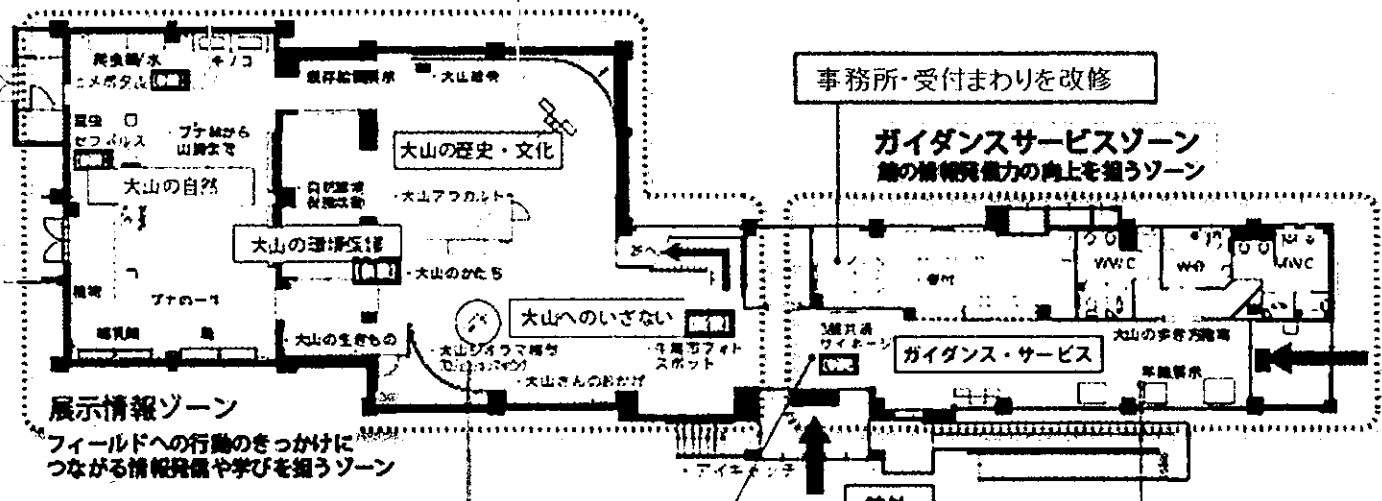
- ・大山の自然について、地質や植物分布、生態系を学ぶコーナー。
- ・ブナの森の仕組み、ブナに関わりのある動植物を系統立てて紹介し、大山のブナの奥深さと自然の複合的な関係性を伝える。

大山の歴史・文化を絵巻年表で表現

- ・信仰や自然、近代からの観光を軸に、年表に沿った歴史絵巻及び映像で紹介。



1階



展示室入口すぐに総合的な映像演出

・大山の魅力を大画面映像とジオラマ模型プロジェクションマッピングでダイナミックに紹介。



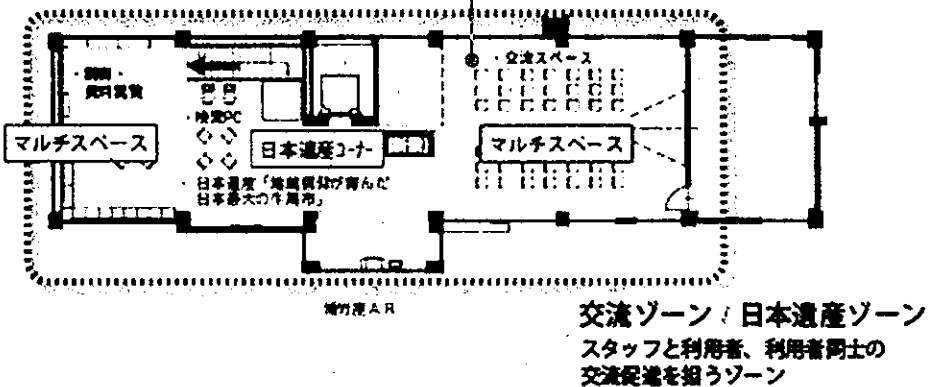
日本遺産ゾーンを新設

・大山の地蔵信仰と牛馬市の紹介

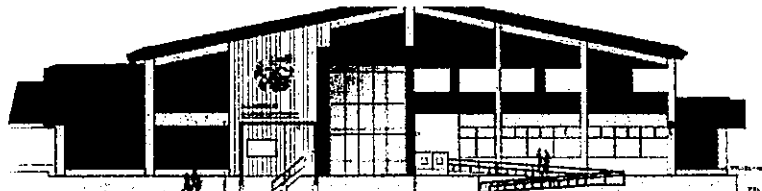
・牛馬市のイメージをARで博労座駐車場に重ね合わせ紹介



2階



- 展示は多言語対応（タイトル：日英中、解説文：日英）
- 大山寺におけるイベント案内、登山道や散策コースなどは、入口正面の3館共通サイン（多言語対応）に集約・発信し、3館連携によるおもてなし向上を図る。
- 外観には、大山をイメージしたアイキャッチを設置。





「第3回『山の日』記念全国大会 in 鳥取」の開催概要等について



平成30年7月3日
「山の日」大会推進課
森林づくり推進課

今年8月10日(金)、11日(土・祝)の「第3回『山の日』記念全国大会 in 鳥取」開催に向けて大会実施計画の詳細が決定したので、その概要及び大会PR状況等を報告する。

【参考】「山の日」記念全国大会

山に親しむ機会を創出し、山の恩恵に感謝することを目的に、平成28年8月11日に初めての祝日「山の日」を迎えたことを記念し、その制定趣旨を周知するため平成28年から毎年開催されている。
【開催県】平成28年(第1回):長野県、平成29年(第2回):栃木県

1 大会概要

(1)大会テーマ 「神います山と共に生き、歩む ～開山千三百年『山を守る聖地』^{だいせん}大山から～」

(2)事業概要

◆「山の日」記念大山登山…8月10日(金)午前(大山山頂)

- ・全国の山岳関係者等が大山山頂に集い、「山を守る聖地」大山から大会の成功を祈念する。
(テレビ番組でおなじみの^{なまもと ともお}貫田宗男さん(登山家)も登山予定)

◆レセプション…8月10日(金) 18:30～19:30(ANAクラウンプラザホテル米子(米子市))

- ・鳥取県らしい食事や飲み物でおもてなしを行い、大山の恵み、魅力を国内外の参加者にPRする。

◆記念式典…8月11日(土・祝) 9:15～10:45(大山総合体育館(大山町))

ナビゲーター:^{なまもと ともお}瀧本美織さん(鳥取県出身、とっとりふるさと大使)

- ・内容:山鐘点鐘、メインアトラクション、リレーセレモニー(「山の日帽」引継ぎ)
- ・「山の日」記念大会の式典セレモニーのほか、大山の豊かな魅力(美しさ、歴史、文化、自然、楽しさ、恵み)を通じて、人と山とが調和を続け、未来に歩いていくことを「山を守る聖地」大山から発信するメインアトラクションを展開する。



◆トークセッション…8月11日(土・祝) 14:00～15:00(米子市公会堂(米子市))

出演者:^{たん}檀ふみさん(女優) ^{なまもと ともお}貫田宗男さん(登山家) ^{やまだ けいいちろう}山田桂一郎さん(観光カリスマ)

- ・内容:朗読・トークショー
- ・山を守る理念と重要性を伝えるとともに、山とともに生きる意義や誰もが山を楽しめる取組等を発信する。
(全体進行:^{ほげはら ひろし}萩原浩司さん(株式会社山と溪谷社執行役員))



檀ふみさん



貫田宗男さん



山田桂一郎さん

◆エクスカージョン(米子市内)…8月10日(金)～11日(土・祝)

- ・城山(米子城跡)ミニ登山、米子城下町観光

◆歓迎フェスティバル … 8月11日(土・祝)

名称	森の恵み感謝祭		里の恵み感謝祭	
場所	大山国体広場 (大山町)		米子市公会堂前広場～える・もーる (米子市)	
時間	9:00～15:00		11:00～17:00	
概要	県内各地の木工製品等の紹介や森が育んだ豊かな食や水を存分に味わうイベントを開催する。		大山を中心とする山から里にかけての産品や文化芸能に親しむイベントを開催する。	
主な内容	ステージ	・大山町の小学生と県警音楽隊の合唱 ・表彰式 (大山フォトコンテスト、自然公園関係功労者表彰) ・林業関係イベント (チェーンソーデモ) ・大山町ふるさと大使 (桂木龍)、琴浦町観光大使 (ミッキー吉野) による歌	ステージイベント	劇団ゆめによる演劇「大山開山1300年記念ミュージカル『みどりの風』」
			ミニステージ	とりアートによる県内の芸術団体のパフォーマンス (伝統芸能、ダンス、合唱等)
	体験	丸太切り体験、子供用制服試着体験、各種木工教室、木工体験コーナー、ジビエワークショップ、森のようちえん等	降雨体験機、PHV 車両の電力を利用した TV ゲーム体験、ポニーとのふれあい体験	
	実演	チェーンソーアート	-	
	展示	大山隠岐国立公園の紹介、大山フォトコンテストの作品展示、林業関係団体・企業の商品や活動の紹介	土砂災害防止砂防堰堤簡易実験、DVD 放映、下町観光、城山関連イベント PR 等、環境大学による研究活動紹介等	
物販 飲食	大山開山 1300 年祭記念切手 (大山郵便局)、各種木工製品 (林業関係企業)、飲食 (大山町地元企業)		道の駅奥大山 (江府町)、米子マルシェ、大山ブランド会	

<聖地の夏「大山1300年」の祝祭>

◎伯耆の国「大山開山 1300 年祭」記念式典との一体開催により、8月8日～11日は、日本最古の神山大山から「大山の歴史」と「自然保護と共生」を全国、未来へ発信する。

伯耆国「大山開山 1300 年祭」記念式典		第3回「山の日」記念全国大会 in 鳥取			
大山の歴史の素晴らしさ、かけがえのなさを再確認し、次の 100 年に活かしていくことを誓い合う		自然保護憲章発祥の地である大山から自然保護の重要性・普遍性、山と共に生きる意義をアピール			
	8月8日(水)	8月9日(木)	8月10日(金)	8月11日(土・祝)	
午前	-	■記念式典 ・合唱、宣言ほか ■記念講演 講師:松平定知氏	■「山の日」記念大山登山 ・山頂から記念メッセージの発信	■記念式典 (大山総合体育館) ・瀧本美織氏(ハピゲーター) ・山鐘点鐘、メインアトラクション	歓迎フェスティバル
午後	■レセプション (ロイヤルホテル大山)	■記念コンサート 出演:松本茜氏	■レセプション (ANA クラウン プラザ ホテル米子)	■トークセッション (米子市公会堂) ・檀ふみ氏 ・貫田宗男氏 ・山田桂一郎氏	

2 協賛金贈呈式の開催

鳥取県漁業協同組合及び美保テクノス株式会社から第3回「山の日」記念全国大会 in 鳥取実行委員会に対して資金協賛の申込があり、協賛金の贈呈式を実施した。

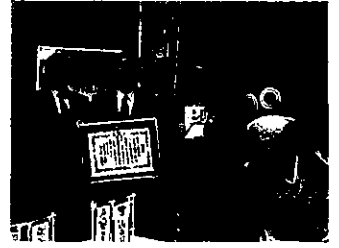
(1) 鳥取県漁業協同組合

- ・日 時 平成30年5月8日(火) 10:00～10:15
- ・場 所 県庁本庁舎 第4応接室
- ・出席者 [贈呈者] 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫氏
(同席者) 鳥取県漁業協同組合 代表理事専務 大磯 一清氏
鳥取県漁業協同組合 境港支所 支所長 赤井 榮作氏
- ・協賛内容 協賛金100万円



(2) 美保テクノス株式会社

- ・日 時 平成30年6月15日(金) 13:20~13:35
- ・場 所 西部総合事務所本館3階 第4会議室
- ・出席者 [贈呈者] 美保テクノス株式会社 代表取締役社長 野津一成氏
(同席者) 美保テクノス株式会社 取締役副社長 片山良孝氏
- ・協賛内容 協賛金100万円



(3) これまでの贈呈式開催状況

時 期	協賛者名	協賛内容
平成30年3月1日(木)	株式会社インフォメーション・ディベロプメント	協賛金100万円

(4) 協賛金受付状況

[資金協賛] 1, 115万円 (6月22日現在)

ユネスコ世界ジオパーク再認定に係る現地審査日程について

平成30年7月3日
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館
観光戦略課

ユネスコ世界ジオパークネットワーク（GGN）によるユネスコ世界ジオパーク再認定に係る現地審査の日程が決定したので、その概要を報告します。

1 審査日程

平成30年8月6日(月)～8月9日(木)

2 視察場所

8月6日(月) 鳥取砂丘

8月7日(火) あおや郷土館、浦富遊覧船、岩美町立渚交流館、鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館（以上、鳥取県）、湯村温泉（兵庫県）

8月8日(水) 新温泉町山陰海岸ジオパーク館、あまるべ道の駅、玄武洞、日和山ガイドセンター（以上、兵庫県）

8月9日(木) 大成古墳等（京都府）、コウノトリの郷公園（兵庫県）

（注）視察場所は、当日の天候等により変更となる場合があります。

3 審査員

・Carol Gleeson（キャロル グリーソン）（アイルランド）

《The Burren & Cliffs of Moher ユネスコ世界ジオパーク Clare 州協議会マネージャー》

※The Burrenは「バレン高原」、Cliffs of Moherは「モハーの断崖」の意

・盧琴飛（Lu Qinfei：ルー・チンフェイ）（中国）

《雁蕩山(Yandangshan：イェン・ダン・シャン) ユネスコ世界ジオパーク管理委員会ディレクター》

4 審査のポイント

(1) 平成26年世界審査の指摘事項に関する改善状況（主なもの）

項目	指摘事項	主な取組
外国人受 入体制	外国人観光客を受け入れる準備を整える。	①パンフレット、ホームページを英語、中国語、韓国語で整備した。 ②4カ国語対応観光ガイドアプリを開発、活用している。 ③通訳案内士等の英会話能力に優れた人材をジオパークガイドとして養成している。
交通網整備	山陰近畿自動車道と北近畿豊岡自動車道の延長が必要である。これにより、ジオパークの訪問を増やすことができる。	① 山陰近畿自動車道は、平成28年に岩美道路岩美・浦富間1.9km、野田川大宮道路4.3km、平成29年に浜坂道路9.8kmが供用開始となった。 ②北近畿豊岡自動車道は平成29年に八鹿日高道路9.7kmが供用開始となった。
拡大エリアでの解説	拡大エリア内の長尾鼻、井出ヶ浜、浜村温泉などで見られる地質遺産の解説パネルや施設を充実する。	①平成26年度に拡大エリアのサイン設置を完了。指摘を受けた長尾鼻、井出ヶ浜、浜村温泉を含め、18カ所に設置した。 ②あおや郷土館を西の玄関口としてジオパークに関する展示コーナー等を再整備した。

(2) 平成 29 年日本審査の指摘事項に対する対応方向と進捗状況（主なもの）

項目	指摘事項	対応方向・進捗状況
管理運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・地域間連携を通じて全体を発展させるための実効性ある運営体制を構築する。（自治体から独立したマネージャー的人材の雇用） ・ジオパークの統一性を確保するための実践力ある組織体制を構築する。（事務局長はじめ職員の頻繁な人事異動によるマクロ統括力の欠如） 	<ul style="list-style-type: none"> ①長期的にジオパーク経営に携わり、地域への顔役ともなる会長代行（マネージャー）を配置する。（平成 30 年度予算を計上し、現在人選中） ②事務局長として、短期的な人事異動の影響を受けない県OB人材が就任した。（H30.4～）
ツーリズムの導線	<ul style="list-style-type: none"> ジオツーリズムを推進するための導線づくりをする。（広く、見どころが多いため訪問者が迷子になる可能性） 	<ul style="list-style-type: none"> ①訪問者のニーズに合わせ、テーマごとにジオサイト（見どころ）をつなぐツアールートを検討する。 ②ジオパークを横断するロングトレイルコース（120km）を検討・推進する。
拠点施設の強化	<ul style="list-style-type: none"> 新温泉町ジオパーク館の情報収集の拠点施設としての機能を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①体験や交流の中核拠点としてのコンセプトでジオパーク館のアーカイブや展示を充実する。 ②展示や学習機能が充実している「鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」との役割分担を明確化する。

5 審査結果発表の時期

未定（参考：平成 29 年度に世界ジオパーク再審査を受けた隠岐ユネスコ世界ジオパークなどの審査結果は、平成 30 年 2 月に発表された。）

<これまでの経過>

- H20.12 日本ジオパークネットワークの加盟認定
- H22.10 世界ジオパークネットワークの加盟認定
- H25.12 日本ジオパークネットワークの再認定及び鳥取市青谷町・鹿野町エリアへの拡大
- H26.9 世界ジオパークネットワークの再認定及び鳥取市青谷町・鹿野町エリアへの拡大
- H27.9 アジア太平洋ジオパークネットワーク（APGN）in 山陰海岸の開催
- H27.11 世界ジオパークのユネスコ正式事業認定
- H29.9 日本ジオパークネットワークの条件付き加盟認定

「消費者教育教材資料表彰2018」における優秀賞受賞について

平成30年7月3日
消費生活センター

(公財)消費者教育支援センターが実施した「消費者教育教材資料表彰2018」において、本県から応募した教材資料2点が優秀賞を受賞したので、その概要を報告する。

1 表彰の概要

- (1) 目的 学校における消費者教育の充実・発展に寄与すること。
- (2) 対象 行政・企業・業界団体、消費者団体・NPOなどが平成30年3月までに作成した教材資料(印刷資料・視聴覚資料・実験実習キット・Webサイト)のうち、学校で効果的に活用できるもの。
- (3) 優秀賞 28点(応募数 計60点：行政部門27点、企業・業界団体16点、消費者団体・NPO団体17点)
- (4) その他 優秀賞を受賞した教材は、今後、全国から募集する評価教員による授業での活用・評価を経て、来年4月(予定)に内閣府特命担当大臣賞が決定される。

2 優秀賞を受賞した教材資料の概要

- (1) 特別支援学校向け消費者教育教材：視聴覚資料(平成30年3月 消費生活センター制作)

【制作目的】
特別支援学校高等部の軽度の知的障がいのある生徒の自立を支援することを目的に制作した。(「生きる力を育む消費者教育実践事業」)

【内容】
金銭管理・ネットや訪問販売によるトラブルとその対処法・トラブル発生時の相談先・消費者市民社会の意義等8つの題材で構成している。

【活用方法】
1題材につき1～2時間の授業で扱うことが可能であり、パワーポイント資料のため、生徒の実態に応じ、各学校で加除・修正ができる。その他、ワークシート、ロールプレイ原稿、補助教材、及び教師用解説を添付し、直ちに学校現場での活用が可能である。
※県内の特別支援学校(高等部)の協力を得て、学校現場の意見・要望等を伺いながら制作したもの。

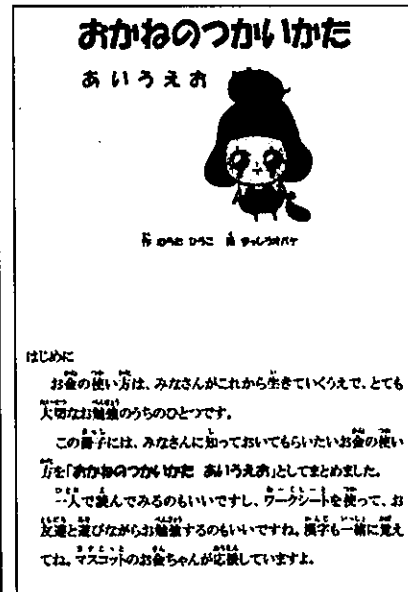


- (2) 「おかねのつかいかた あいうえお」及びワークシート：実験実習キット(平成30年2月 鳥取県金融広報委員会制作)

【制作目的】
社会生活力を身に着けた消費者育成のため、幼児期から実生活でのお金の使い方の知識等について、定着・応用させることを目的に制作した。

【内容】
幼児にも理解できるお金の使い方等に関する短文を、五十音順に収めたテキストと、五十音順にコマが進むすごろく式ワークシートにより、お金に関する正しい知識と生活態度が身につく内容で構成している。

【活用方法】
金融の基本的な知識や、お金の使い方等の学習のまとめとして、テキストを声に出して読むことや、すごろくでの遊びを通して、学習内容の理解を深めさせる。
※鳥取県金融広報アドバイザーによる児童養護施設での「幼児期の金融教育連続講座」の内容をテキスト化したもの。



大阪府北部を震源とする地震に対する鳥取県の支援状況について

平成30年7月3日
危機管理政策課
危機対策・情報課
住まいまちづくり課
技術企画課

平成30年6月18日(月)午前7時58分、大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1(暫定値)の地震により大阪府北部を中心に人的被害や建物被害等が発生したことから、被災地の早期復興を支援するため、鳥取県は次のとおり支援活動を行っています。

1 鳥取県職員等の派遣概要

支援概要	派遣先	6/18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	7/1	2	3	4	5	6
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
情報連絡員 (リエゾン)	第1陣(2名)	兵庫県庁、大阪府庁	○	○	○															
被災建築物 応急危険度 判定士	先遣隊(県2名)	高槻市役所、茨木市役所、京都府庁	○	○	○															
	第1陣 (県6名、倉吉市2名)	茨木市内				○	○	○	○											
	第2陣 (県7名、堺港市1名)	茨木市内							○	○	○									
被災宅地 危険度判定士	先遣隊(県4名)	高槻市役所、茨木市役所、京都府庁	○	○	○															
家屋の被害認定調査のコーディネーター等	第1陣 (倉吉市2名)	寝屋川市役所						○	○											
	第2陣 (倉吉市2名、県1名)	茨木市役所							○	○										
	第3陣 (湯梨浜町2名、県2名) ※湯梨浜町は28日まで	茨木市役所									○	○	○	○	○	○				
家屋の被害認定調査の応援職員	第1陣 (米子市2名、琴清町2名、倉吉市2名、県1名)	茨木市														○	○	○	○	○
職員災害 応援隊	第1陣(県6名)	茨木市内				○	○	○												
	第2陣(県6名)	高槻市内							○	○	○									
	第3陣(県6名)	高槻市内									○	○	○							
	第4陣(県6名)	高槻市内														○	○	○		

□ : 派遣期間 ○ : 活動日

2 被災建築物応急危険度判定士の派遣

(1) 被災建築物応急危険度判定士の活動概要

被災した建築物の余震などによる倒壊、または、外壁及び窓ガラスの落下などにより生じる二次災害を未然に防止し、建築物を利用する居住者などの安全を確保することを目的に、必要な知識及び経験を有する者として知事が認定し、登録した判定士が実施するもの。

(2) 派遣先 大阪府茨木市内 ※先遣隊は高槻市役所、茨木市役所、京都府庁

(3) 派遣期間〔活動期間〕・人数

【先遣隊】6月18日(月)～20日(水)〔活動期間同じ〕・2名

【第1陣】6月20日(水)～24日(日)〔20日(水)～23日(土)〕・8名

【第2陣】6月23日(土)～27日(水)〔24日(日)～26日(火)〕・8名

(4) 活動実績

判定件数

平成30年6月28日現在

建築物	計	赤 (危険)	黄 (要注意)	緑 (調査済)	備考
大阪府全体	9,358	458	2,141	6,759	6/28で終了
うち鳥取県班	345	27	182	136	

※この度の被災の特徴

黄色(要注意) : 屋根瓦のズレ(特に棟部分)、外壁のクラック、浮き(塗壁等の湿式工法)

赤色(危険) : 地割れによる建物基礎の割れ(無筋コンクリート)



屋根瓦の被害



外壁の被害

被災建築物の状況等

3 被災宅地危険度判定士の派遣

(1) 被災宅地危険度判定士の活動概要

被災した宅地の余震などによる崩壊、または、擁壁の損壊などにより生じる二次災害を未然に防止し、土地所有者などの安全を確保することを目的に、必要な知識及び経験を有する者として知事が認定し、登録した判定士が実施するもの。

※先遣隊を派遣したが、宅地の危険度判定の支援ニーズがなかったため、先遣隊以降の応援職員の派遣は行わなかった。

(2) 派遣先 高槻市役所、茨木市役所、京都府庁

(3) 派遣期間〔活動期間〕・人数

【先遣隊】6月18日(月)～20日(水)〔活動期間同じ〕・4名

4 鳥取県職員災害応援隊の派遣

(1) 鳥取県職員災害応援隊の活動概要

大阪府茨木市内、高槻市内において、一般家屋内の整理・片付け、ブルーシートの搬送、倒壊したブロック塀の撤去等の活動に従事した。

(2) 派遣先・派遣期間〔活動期間〕・人数

【第1陣】茨木市内 6月21日(木)～23日(土)〔活動期間同じ〕・6名

【第2陣】高槻市内 6月25日(月)～27日(水)〔活動期間同じ〕・6名

【第3陣】高槻市内 6月27日(水)～29日(金)〔活動期間同じ〕・6名

【第4陣】高槻市内 7月2日(月)～4日(水)〔活動期間同じ〕・6名

【第5陣】高槻市内(予定)7月4日(水)～6日(金)〔活動期間同じ〕・6名



職員災害応援隊の活動状況(第1陣)

5 情報連絡員(リエゾン)の派遣

(1) 情報連絡員(リエゾン)の活動概要

被害状況や支援ニーズ等を情報収集し、応援職員の派遣等に関する支援調整を行った。

(2) 派遣先・派遣期間〔活動期間〕・人数

①兵庫県庁(関西広域連合広域防災局) 6月18日(月)〔活動期間同じ〕 2名

②大阪府庁 6月19日(火)～20日(水)〔活動期間同じ〕 2名

6 家屋の被害認定調査に係るコーディネーターの派遣

(1) 支援の概要

家屋の被害認定調査の実施に先立ち、資機材の事前準備や調査計画の作成、派遣受入体制の整備等に助言を行う応援職員を派遣した。

(2) 派遣先・派遣期間〔活動期間〕・派遣者

①寝屋川市役所 6月22日(金)～24日(日)〔23日(土)～24日(日)〕2名(倉吉市)

②茨木市役所 6月25日(月)～28日(木)〔活動期間同じ〕

(市町2名(倉吉市(6/25～26)、湯梨浜町(6/27～28))／県1名(6/25～27)、県2名(6/27～28))

(3) その他

派遣要請のあったその日に掛けつけた寝屋川市からは「体制整備に当たり希望していた具体的助言をいただきありがたかった」との声あり。

7 家屋の被害認定調査に係る応援職員の派遣

家屋の被害認定に係る調査（1次調査）に係る応援職員を以下のとおり派遣した。被災市の職員1名と共に、3名1班で調査業務に従事した。

(1) 派遣先・派遣人数：茨木市・3チーム6名（米子市、倉吉市、琴浦町）

※このほか、6/29～7/1 県職員2名、7/2～6 県職員1名が調査活動や市役所の災害対応の支援を行う。

(2) 派遣期間 7月2日（月）～6日（金）

8 鳥取県災害ボランティア隊の募集

鳥取県社会福祉協議会では平成30年度「鳥取県災害ボランティア隊」を募集し、被災地での支援の実施を予定している。

(1) 活動場所 大阪府茨木市または高槻市で調整中

(2) 活動内容 被災家屋の片付け、家財の搬出等

(3) 活動期間 7月4日（水）～6日（金）※移動日含む

(4) 募集期間 6月27日（水）～30日（土）午後3時まで

(5) 募集人員 10名

9 平井知事による被災地訪問について

鳥取県中部地震でご支援いただいた大阪の皆様への御恩返しのご思いも込め、このたびの地震で被災された方々へのお見舞い、激励を目的として、JA鳥取中央と連携し、平井知事、JA鳥取中央のすいか生産者等が、次のとおり被災地を訪問した。

(1) 訪問日 6月23日（土）

(2) 訪問先

①松坂屋高槻店 14:00～14:15

来店者に鳥取すいかを召し上がっていただいた。

②茨城市水尾（みずお）小学校体育館 15:00～15:30

避難所となっている水尾小学校体育館で、避難所の皆さんをはじめ周辺住民の皆さんに鳥取すいか、梨ゼリー、保存水等防災グッズをお届けした。



<参 考>

1 地震の状況

(1) 発生時刻 6月18日（月）7時58分

(2) 地震規模 マグニチュード6.1（暫定値）

(3) 発生場所 大阪府北部深さ13km（暫定値）

(4) 震 度

〔震度6弱〕大阪府：大阪市（北区）、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市

〔震度5強〕大阪府：大阪市（都島区、東淀川区、旭区、淀川区）、寝屋川市、吹田市、
摂津市、交野市、島本町、豊中市

京都府：京都市（中京区、伏見区、西京区）、八幡市、久御山町、亀岡市、
長岡京市、大山崎町

※県内最大震度：震度3（鳥取市、湯梨浜町、北栄町）

2 被害状況（6月29日19時現在。消防庁公表（第23報））

(1) 人的被害 死亡4名（いずれも大阪府）

重傷15名（大阪府9名、兵庫県4名、三重県1名、京都府1名）

軽傷413名（大阪府345名、兵庫県38名、京都府21名ほか）

(2) 住家被害 全壊4棟（いずれも大阪府） 半壊46棟（いずれも大阪府）

一部破損19,193棟（大阪府18,086棟、京都府1,076棟ほか）

(3) 避難状況 避難所数38箇所、避難者数173名（6月29日11時30分現在）

(4) 対策本部 〔災害対策本部〕京都府、大阪府 〔災害警戒本部等〕兵庫県、奈良県

コンクリートブロック塀の安全対策について

平成30年7月3日
住まいまちづくり課

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、既存コンクリートブロック塀（以下「ブロック塀」）が倒壊し、登校中の女子児童など2名の犠牲者が発生した。

これを受け、県では同様の事故を未然に防止するため、県営住宅を含む県有施設にあるブロック塀の緊急点検を実施する等、安全対策を行っているので、その概要を報告する。

1 緊急点検の実施状況等

(1) 県営住宅のブロック塀（生活環境部）

- ・6月19日～20日に県営住宅敷地内のブロック及び敷地に隣接するブロック塀の点検を実施。
- ・点検の結果、16団地にブロック塀があり、内13団地は問題なし。3団地で隣接する民有地のブロック塀に不備を確認し、所有者に対して改善するよう依頼している。
<不備の内容> 控え壁のないもの2カ所、控え壁はあるが間隔が3.4m超のもの1カ所

(2) 市町村有施設（学校施設を除く）のブロック塀（生活環境部）

- ・6月21日付けで、市町村有施設内のブロック塀の点検を実施するよう通知。
- ・点検の結果、技術的な判断が必要な場合は、県内特定行政庁に相談するよう依頼。

(3) 学校施設及び通学路沿いのブロック塀（教育委員会）

- ・6月20日付けで、県教育委員会から各市町村教育委員会に対して、7月10日までに施設内と通学路沿いのブロック塀の簡易な点検を実施するよう通知。
- ・各学校で点検した結果、転倒の恐れがあるブロック塀について、今回の緊急点検への協力を申し出られた（一社）鳥取県建築士会に建築士会員による二次点検の実施について協力を依頼。（建築士会には、建築技術職員がいない町村を優先して点検への協力をいただく）

(4) 県有施設（県営住宅を除く）のブロック塀（総務部）

- ・6月19日～21日に各施設管理者が県有施設敷地内のブロック塀の一次点検を実施。
- ・点検の結果、93施設にブロック塀があり、内40施設について一次点検の基準を満たさないため、二次点検を6月25日から行うとともに、必要に応じて応急措置を実施する。

2 県民向け相談窓口の設置

- ・県内特定行政庁にブロック塀に関する相談窓口を開設し、県民からの相談に対応している。
- ・各窓口には県内の「ブロック塀診断士」15名の名簿を備え、必要に応じて相談者に専門家を紹介できる体制を整えている。

<県内特定行政庁>

鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、県（東部建築住宅事務所、中・西部建築住宅課）

<ブロック塀診断士>

ブロック塀診断士とは、既存ブロック塀の性能評価を行い、危険箇所を見つけて改善する役割を担う民間資格。

<相談件数 平成30年6月28日現在>

	県	鳥取市	倉吉市	米子市	境港市	合計
件数	1	12	4	8	4	29

<主な相談内容>

- ・町所有の公民館のブロック塀は大丈夫だろうか、確認してほしい（県）
- ・自己所有のブロック塀は大丈夫か、安全対策などどこに相談したらよいか（4市）
- ・通学路沿いに高さ2m程度の塀があるが、大丈夫だろうか（鳥取市、境港市）

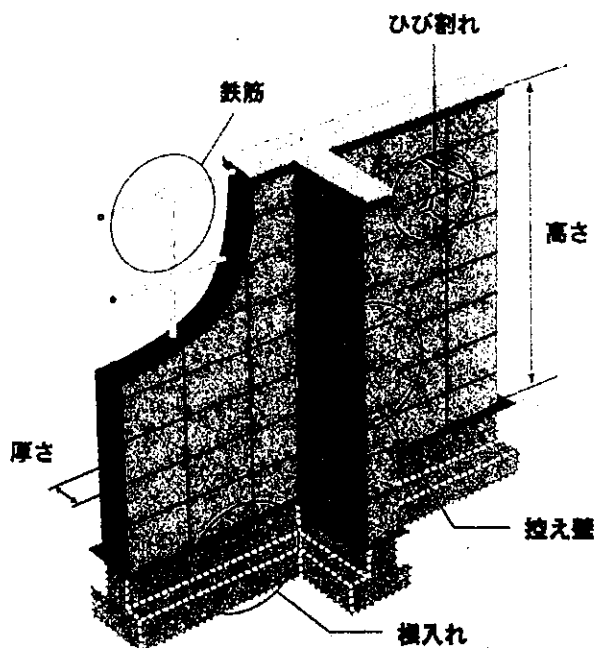
3 ブロック塀の安全点検、転倒防止対策の周知

県ホームページにおいて、ブロック塀の安全点検の実施、転倒防止対策について周知している。

<参考>ブロック塀の安全点検について

1 国土交通省ホームページより ブロック塀の点検のチェックポイント

別紙1 国土交通省



出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1 より一部改

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
- 塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
- 塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
- 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

- 4. 基礎があるか
- コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
- 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
- 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
- 基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

2 法令による建設基準 建築基準法施行令より(抜粋)

令第61条

組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、1.2メートル以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上とすること。
- 三 長さ4メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁(木造のものを除く。)を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、20センチメートル以上とすること。

令第62条の6

コンクリートブロックは、その目地端面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び継目地に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

2 補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又はへいの縦筋は、コンクリートブロックの空洞部内で継いではいならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

令第62条の8

補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号(高さ1.2メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。)に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、2.2メートル以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15センチメートル(高さ2メートル以下の塀にあつては、10センチメートル)以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径九ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に80センチメートル以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ3.4メートル以下ごとに、径九ミリメートル以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの5分の1以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の支は、35センチメートル以上とし、根入れの深さは30センチメートル以上とすること。